

令和3年度

犯罪被害者等施策

〔概要〕

国家公安委員会・警察庁編

本報告（白書）は、犯罪被害者等基本法第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の報告（白書）は、17回目に当たり、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）に基づき令和3年度に犯罪被害者等のために講じた施策とその進捗状況を5つの重点課題の柱立てに沿って記述している。